

企業年金受給権保護の明確化と 支払い保証制度の確立を求め厚労省に要請

JALの再建問題等で「企業年金」が注目されている中、日本航空や KDDI など13の企業や銀行・大学の退職者団体で組織する「企業年金の受給権を守る連絡会（以下連絡会）」は2月17日、長妻厚生労働大臣に対する要請を実施しました。（要請要旨後記）

厚生労働省からは企業年金国民年金基金課指導調整官が対応、2時間20分に亘る要請の中で、企業年金受給権を保護するように現行の法令を見直すことや「支払い保証制度」の早期確立を強く求めました。

要請には連絡会から13人が参加し

「年金受給者の同意のない企業年金減額は憲法25条の生存権や29条の財産権を犯している、あってはならない契約違反。

厚生年金基金の加算部分は企業年金であることが明瞭であるにもかかわらず、現行条文は厚生年金代行部分との区分がされておらず労働債権の侵害が生じている、欠陥があるのだからすぐに直せ。

企業年金受給者の労働の提供は終わっており受給権は退職時点で確定している、それが10年も20年も経ってから業績が悪いからと減額や解散などトンでもない。どこに文句を言えばいいのか。支払い保証制度については01年の衆参厚生労働委員会で確定給付企業年金法の審議の際の付帯決議となっている、9年間何をやっていったのか。

日本経済を支えて働き続けて来た人たちの老後を守るのが厚労省の仕事でしょ。」

などの切実な思いが述べられました。

調整官からは具体的な回答はありませんでしたが、みなさんの気持ちと要請内容を然るべく大臣に伝える旨の発言がありました。

要請終了後、記者クラブで記者発表しましたが、関心も高く各社とも参加しました。

「支払い保証制度」については2001年の確定給付企業年金法の審議の際、衆参両院の厚生労働委員会で付帯決議がなされており、連絡会では今後各政党にも要請していくことにしています。

連絡会が長妻厚生労働大臣に提出した要請書要旨は次の通りです。

要 請 書 (要 旨)

1 年金減額規定を削除し、受給権確認規定を新設すること

厚生年金基金設立認可基準 3 - 7 - (5) ただし書き並びに確定給付企業年金法施行規則 5 条及び 6 条の受給権者の給付額を減額することに係る規定は削除し、法に企業年金の給付額は各々の受給権者の同意なしには減額できない旨の規定を設けること。私的年金にも援用され重大である。

2 厚生年金保険法における基金の給付に係る条文を見直すこと

厚生年金保険法の基金の給付に係る条文中に、加算年金は企業と労働者との契約により、企業が実施しかつ給付義務を負う私的企業年金であることを明示する規定を設けること。

3 企業年金制度解消後も年金給付を継続する義務を明示すること

法は、基金の解散または制度終了のとき、年金給付の義務は免れると規定しています。この規定を削除し、事業主は受給者に対する給付を承継しなければならない旨の規定に置き換えること。

4 支払保証制度を速やかに実現すること

衆参両院の厚生労働委員会は、2001年の確定給付企業年金法の審議において、政府に対して支払保証制度の検討を求める決議を行いました。実現できておりません。付帯決議を尊重して早急に本腰を入れた検討を行い、速やかに実現すべきであります。

5 企業年金連合会による支払い保証事業の給付限度額を引き上げること

6 企業年金業務に関する情報公開の拡充及び徹底

7 年金制度の改廃時の一時金に対する課税の軽減を

企業年金は退職金の分割払いです。年金制度の改廃時の一時金の課税は退職所得として扱い、一時所得扱いによる過重な税負担の軽減を他省庁へ働きかけること。